

## カードローンきゃっする ローンカード規定

### (カードの利用)

第1条 カードローンきゃっするローンカード(以下、「ローンカード」といいます)は、当金庫および提携金融機関のオンライン現金自動支払機(現金自動預金支払機を含みます。以下「支払機」といいます)を使用してカードローンの貸越を受ける場合(以下貸越を受けることを単に「払戻」といいます)、および支払機または当金庫本支店の窓口において貸越金の随時返済をする場合に利用することができます。

### (提携金融機関支払機の手数料)

第2条 提携金融機関の支払機を利用して払い戻す場合、または随時返済をする場合、その提携金融機関が支払機利用手数料(以下「手数料」といいます)を定めているときは、提携金融機関に対し所定の手数料を支払っていただきます。

2. 当金庫は前項の手数料を、提携金融機関の請求に基づき支払機利用日をもって自動的に貸越を行いその貸越金をもって提携金融機関に支払います。

### (支払機による払戻し)

第3条 支払機を利用して払い戻すときは、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証と金額をボタンにより操作してください。この場合払戻し請求書の提出は必要ありません。

2. 支払機による払戻しは1千円単位とし、1回あたりの払戻し金額は、当金庫(提携金融機関の支払機利用の場合はその提携金融機関)が定めた範囲内とします。

3. 提携金融機関の支払機を利用して払い戻す場合、払戻金額と手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額を超えるときは、払い戻すことができません。

### (随時のご返済)

第4条 支払機を利用して随時のご返済をするときは、支払機にローンカードを挿入し、ボタンにより操作してください。

2. 支払機による随時のご返済は1円単位で、当金庫(提携金融機関の支払機利用の場合はその提携金融機関)が定めた範囲内とします。

3. 支払機を利用しないで随時の返済をするときは、当金庫本支店の窓口でローンカードを提示することによりご返済できます。

### (支払機故障時等の取扱い)

第5条 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫が定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でローンカードにより払戻し(1円単位)または返済することができます。

2. 前項による取扱いは、当金庫所定の用紙に氏名、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。

### (カードの紛失、届出事項の変更等)

第6条 ローンカードを失ったときまたは氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ご本人から直ちに書面によってローンカード発行店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

2. ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

### (暗証番号等)

第7条 支払機によりローンカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ払戻しをした場合にはローンカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携金融機関は責任を負いません。

2. 窓口においてローンカードおよび暗証番号を確認のうえ、払戻した場合にも前項と同様とします。

### (お借入れ、ご返済の明細)

第8条 ローンカードによりお借入れまたはご返済いただいた金額の明細は、3ヵ月毎にお届けいたします。

### (解約等)

第9条 カードローン契約を解約する場合には、直ちにローンカードを当店に返却してください。

2. ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がローンカードの利用を不当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい、直ちにローンカードを当店に返却してください。

### (譲渡・質入れ等の禁止)

第10条 ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

### (カード発行手数料)

第11条 ローンカードの再発行にあたっては当金庫の定める再発行手数料をお支払いいただきます。

### (規定の準用)

第12条 この規定に定めのない事項については、当座貸越契約書の各条項によります。

### (規定等の変更)

第13条 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。